

森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の協議結果及び閉会日の議事手続等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

森田委員長 まず、議案の追加提出についてである。
総務部長、説明願う。

(君塚総務部長、説明)
・第17号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案

森田委員長 何か、質問はないか。

(な し)

2. 意見書案の協議結果について

森田委員長 次に、意見書案の協議結果についてである。
1ページの資料1、意見書案協議結果一覧表をごらんいただきたい。
意見書案は、1番、5番、6番及び7番が原案のとおり、また4番が文言修正の上で、以上5件がいずれも全会一致で意見書議案として提出される。
また、意見の一致に至らなかった意見書案、2番及び3番が、会派から意見書議案として提出される。

3. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案

森田委員長 次に、議事手続についてである。
まず、2ページの資料2、委員会に付託してあった知事提出議案14件についての委員会審査結果一覧表をごらんいただきたい。
採決は、この一覧表に記載の順序により行いたいので、御了承願う。

(了 承)

ア 委員長報告に対する質疑

森田委員長 次に、委員長報告に対する質疑についてであるが、慣例のとおり省略することで、いかがか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

森田委員長 次に、討論についても省略し、採決することで御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

森田委員長 次に、追加提出議案についてである。

先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案1件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

森田委員長 この人事議案については、慣例のとおり、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

(3) 意見書議案

森田委員長 次に、3ページの資料3、意見書議案についてである。

3ページの議発第2号「高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書議案」から14ページの議発第6号「防災・減災、国土強靱化の充実強化を求める意見書議案」までの計5件の意見書議案については、全会一致で提出されるものであるので、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに一括採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

次に、17ページの議発第7号「大学入試英語の民間試験利用中止を求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

米田委員 日本共産党は討論を行う。

森田委員長 討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

次に、19ページの議発第8号「辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄

県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正な解決を図ることを求める意見書議案」についての議事手続は、いかがでしょうか。

坂本委員

県民の会は討論を行う。

森田委員長

討論を行うとのことであるので、発言時間は10分以内とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託は省略することで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。
以上、ここまでが議事手続についてである。
ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

森田委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了 承)

○ 閉会日の知事退席に際しての拍手等

森田委員長

なお、今議会は尾崎知事の12年にわたる任期の最後の議会となる。中内元知事、橋本前知事に対しては、任期最後の議会の閉会日に、議員は自席で起立し、拍手して退席を見送った先例があるが、今回はいかがでしょうか。

梶原委員

ぜひ、同じ形で見送りたいと思う。

森田委員長

先例のとおり自席でよいか。

梶原委員

はい。

森田委員長

ほかに。

(な し)

森田委員長

それでは、本日議事が終了し、知事が退席する際には、自席で起立し、拍手をもって送るということで御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

4. 12月定例会の開催時期について

森田委員長

次に、22ページの資料4、12月定例会の開催時期についてである。
事務執行上のめどとして正副委員長案を作成している。

12月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするというところで、いかがか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

5. 継続審査調査の申し出について

森田委員長 次に、23ページの資料5、継続審査調査の申し出についてである。
閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。

6. 虚礼廃止の広報について

森田委員長 次に、24ページの資料6、虚礼廃止の広報についてである。
公職選挙法により、当該選挙区内への年賀状等の挨拶状は制限されている。
これについて、明年も今年と同様に県民に周知するため、24ページの文案により、県政だより「さんSUN高知」に掲載依頼を行いたいので、御了承願う。

(了 承)

森田委員長 また、12月に発行される予定の「こうち県議会だより」にも、年末年始の御挨拶として掲載することも、あわせて御了承願う。

(了 承)

7. その他

(1) 訂正願いについて

森田委員長 最後に、その他についてである。
まず、訂正願いについてである。
総務部長、説明願う。

君塚総務部長 お手元の「錯誤による訂正について」をごらん願う。
昨年、9月議会に提出した、公立大学法人の平成29年度業務実績評価の議会報告に関するかがみ文書に記載の誤りがあり、昨日知事から議長あてに訂正願いを提出させていただいている。今後は、このようなことがないようにチェックを徹底してまいる。

森田委員長 御意見、質問があればどうぞ。

(な し)

森田委員長 それでは、この件については、この訂正願いで処理することとし、手続きについては、議長に一任することで御了承願う。

(了 承)

森田委員長 なお、この際、今後議会に議案や資料等の書類を提出する場合は、十分な精査を行うよう、執行部に要請をしておく。

(2) 受動喫煙対策について

森田委員長 次に、25 ページの資料7、受動喫煙対策についてである。事務局、説明を願う。

榎谷総務課長 議会における受動喫煙対策については、改正健康増進法の第二種施設の施行日である来年4月までに対応する必要があるため、各会派で御検討いただきたい旨を6月議会中の議会運営委員会においてお願いしていたところである。

対応としては、現在の屋内喫煙所を改修して対応する方法と、屋内を禁煙として屋外に喫煙場所を設置する方法、あるいは敷地内全面禁煙にする方法が考えられる。仮に、第一種施設である本庁舎と同様の対応として、議事堂周辺に屋外喫煙場所を設置するとした場合の候補地について事務局で検討した資料が25ページの表、検討場所の位置図が次のページとなる。

25ページについて御説明する。屋上、別館裏、北出入口横、東側駐車場、1階ベランダについて、敷地の区分、火気使用についての安全面、受動喫煙の影響、屋根の有無などについて検討をした結果、屋外に喫煙場所を設置する場合は、屋上が適当ではないかと判断をしている。なお、屋上については、向かいのビルの上層階から喫煙場所が見えるという課題があるが、目隠しを設置することで対応ができると考えている。また、防犯や転落防止などの観点から、現在は常時施錠しているが、開放する時間を限るとか、立ち入ることのできるエリアを制限するなどにより対応できると考えている。

以上のとおり、議事堂周辺で屋外に喫煙場所を設置するならば、屋上が適当ではないかと判断していることをお含みおきの上で、現在の喫煙室をどうするのか、改修するのか、廃止するのか、あるいは廃止するとした場合に屋上を屋外の喫煙場所とするのかなど、議会における受動喫煙対策について、御決定いただきたいと考えている。

以上である。

森田委員長 ただいま事務局から説明があったように、議事堂内の喫煙室を廃止とするのか、また喫煙室を廃止した場合、敷地内の喫煙場所をどのようにするのかについて決定する必要があるとのことである。

この件について、御意見、質問があればどうぞ。

梶原委員 本庁と同じ対応として議事堂内は禁煙とし、喫煙場所も先ほどの事務局の説明にあった屋上に設けるという案でいってはどうかと思うので、御検討を願う。

森田委員長 ほかに。

(な し)

森田委員長

その場合に、実施時期はいつになるか。

榎谷総務課長

改正健康増進法の第二種施設の施行日は来年の4月1日となっているので、4月1日までは対応するようにしたいと考えている。

森田委員長

ほかに。

坂本委員

改修等に必要な予算的なものは、年度内に間に合うのか。わざわざそれだけのために補正を組むのか。

榎谷総務課長

管財課の既存の修繕費で対応できると聞いている。

森田委員長

ほかに。

(な し)

森田委員長

それでは、この件については、議事堂内の喫煙室は廃止し、敷地内の喫煙場所は屋上とすることとし、実施の時期は来年4月1日からをめぐるとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、さよう決する。

(3) 県議会議員と高校生との意見交換会について

森田委員長

次に、27ページの資料8、県議会議員と高校生との意見交換会の開催についてである。

このことについて、事務局に説明させる。

吉岡議事課長

県議会議員と高校生との意見交換会について御説明させていただく。27ページの資料8をごらん願う。

県議会議員と高校生との意見交換会について、教育委員会の主催により平成29年度から実施されており、県議会としても積極的に協力していくこととされている。このたび教委から、引き続き主権者教育の一層の推進に向けて意見交換会を計画しているので、各校への議員の派遣について協力を賜りたいとの依頼があった。

28ページをごらん願う。今年度の実施内容であるが、中村高校が2月予定、これは議会日程に影響のないよう上旬でお願いをしている。また、嶺北高校が1月9日から24日の間で、山田高校が1月中・下旬に行うこととなっている。昨年度は中村高校、山田高校、そして安芸高校の3校で実施され、それぞれ3名の議員に参加をいただいた。本日御出席いただいている議員の中では、梶原議員が安芸高校に、西内健議員が中村高校に御参加をいただいた。梶原議員が参加をされた安芸高校では、「インバウンドで県東部の活性化を図る」をテーマに、高校生がチームごとにアイデアプランを発表し、3名の議員からさまざまな視点でアドバイスをいただいていた。

る。西内議員が参加をされた中村高校では、「資本主義対社会主義」、「若者が地域に残るべきか」という2つのテーマについて、壇上の5名の高校生と議員3名を中心として、1・2年生全員が参加して意見交換を行っている。

参加した高校生にとっては、政治を身近に感じることでできる大変貴重な時間になったのではないかと考えている。後日詳細な日程が決まり次第、事務局から御案内に参るので、御協力をお願いします。

以上である。

森田委員長

何か、御意見、質問はないか。

(なし)

森田委員長

それでは、事務局報告のとおりで、御了承願う。

(了承)

(4) その他

森田委員長

ほかに、その他で何かないか。

(なし)

森田委員長

それでは、協議事項は以上である。

なお、本日午後1時に再度議運を開き、会派からの申し入れ事項について協議することとしている。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

森田委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。